

11月12日～11月25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、その対象の性別や加害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

特に、夫やパートナーからの暴力や性犯罪、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動期間に女性に対する暴力について考え、身近に潜む暴力を見逃さない、どんな理由があっても暴力は許さないという強い意思を持ち、安全で安心して生きていける社会づくりを推進していきましょう。

※築城支所1階ロビーの一角に「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として関連書籍や冊子等の展示コーナーを設置しています。是非お立ち寄りください。

「女性に対する暴力」には次のようなものがあります

- *DV〈ドメスティック・バイオレンス〉…夫・パートナーからの暴力
 - ・身体的暴力：殴る、蹴る、物を投げつける、刃物などで身体に突きつけるなど
 - ・精神的暴力：大声で怒鳴る、無視する、屈辱的発言で傷つける、人前で馬鹿にしたり恥をかかせる、反論や自分の考えを言うことを許さないなど
 - ・性的暴力：性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノビデオや雑誌を無理やり見せるなど
 - ・経済的暴力：生活費を渡さない、外で働かせない、借金をさせる、金銭的自由を与えないなど
 - ・社会的暴力：友人などの付き合いを制限する、行動を監視する、電話やメールの内容を細かくチェックするなど
- ※家庭に子どもがいる場合は、DVは子どもの心身にも深い影響を与えます。
- *ストーカー行為…しつこくつきまとい電話を繰り返す、待ち伏せをする、行動を監視していると思わせる、相手の名誉を傷つけるなど
- *性犯罪…刑法上の強姦や強制わいせつ、のぞきや盗撮、痴漢など
- *売買春…強制売買や児童買春など
- *セクシャルハラスメント〈性的嫌がらせ〉…性的な噂の流布、職場でわいせつな話や写真の掲示、性的な関係の強要など

もし、暴力の被害にあってしまったら、ひとりで悩まず相談してください

★女性に対する暴力について専門の相談窓口があります★

相談窓口	電話番号	受付時間
配偶者暴力相談支援センター（京築）	0930-23-2460	月～金/8:30～17:15 ※祝日を除く
福岡県女性相談所	092-711-9874	月～金/9:00～17:15 ※祝日を除く
福岡県配偶者からの暴力相談支援センター	092-716-0424	月～金/17:15～24:00 土・日・祝/9:00～24:00
福岡県男女共同参画センター「あすばる」	092-584-1266	9:30～16:00 ※休館日を除く 18:00～20:30も可※祝日ではない金曜日のみ（休館日：第4月曜日を除く月曜日※8月は月曜日も開館、8/13.14.15）
福岡県警察犯罪被害者相談電話「ミズ・リリーフ・ライン」(心のケア)	092-632-7830	月～金/9:00～17:45 ※祝日を除く

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間ー11月17日～11月23日ー

夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシュアルハラスメントなど、悩みや困りごとがあったら1人で悩まずにお電話ください。秘密は厳守されます。

相談日時 11月17日（月）～21日（金） 8:30～19:00

11月22日（土）・23日（日） 10:00～17:00

電話番号 0570（070）810

担当者 人権擁護委員・法務局職員

問い合わせ 福岡法務局 行橋支局（22）0476

